

納税証明書等の請求・交付システムに係る共通化推進方針

令和8年6月8日決定

総務省・デジタル庁

国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針（令和6年6月21日閣議決定。以下「本基本方針」という。）に基づき、共通化の対象となる業務・システム「納税証明書等の請求・交付システム」に係る共通化推進方針は、以下のとおりとする。

1. 業務・システム名

納税証明書等^{*}の請求・交付システム

※本方針において、納税証明書等とは、税証明書の中でも請求件数が多い等、デジタル化のニーズが高いと考えられる、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の10に規定する納税証明書、同法第382条の3に規定する固定資産課税台帳記載事項証明書及び地方団体の条例に基づく個人住民税に係る所得（課税）証明書を対象とする。

2. 共通化の方法

(1) 共通化すべき業務・システム

ア. 現状

(ア) 業務の実態（業務フロー等）

① 納税者等

地方団体の窓口・郵送・コンビニに設置されたキオスク端末等から、発行手数料の納付を行い、各種証明書の交付請求を行う。

② 地方団体

請求者の本人確認（代理人の場合は、委任状等の確認）、証明する税目、課税年度、種別（納税証明、非課税証明等）の特定、納付状況等の確認を行ったうえで、証明書を発行し、納税者等に交付する。

(イ) システムの導入状況

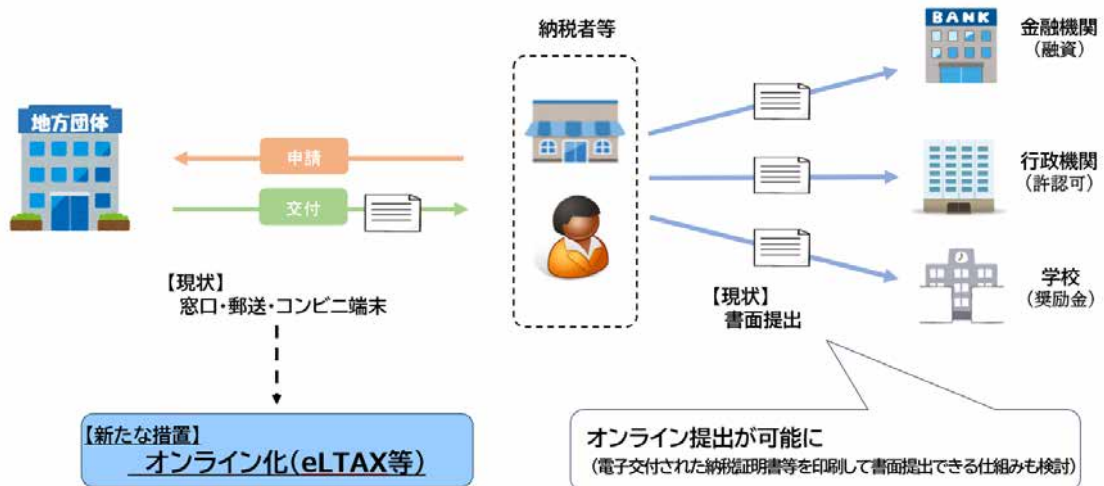
現在、一部の地方団体において、独自の電子申請システムやマイナポータルを用いた証明書の電子請求が可能となっており、代理人による請求にも対応している例も存在している。

一方、電子交付に対応している地方団体はなく、交付は書面（郵送）のみとなっている。

また、コンビニにおける税証明書の請求・交付に関しては、既に約1,000市区町村で対応しており、発行実績は年間200万件を超える（書面交付のみ）。

イ. 共通化後の姿（共通化パターン等）

共通化後の姿のイメージは以下のとおり。



- ※ 上記のほか、入札参加資格申請など、行政機関が納税証明書等の添付を求める手続において、システム間での情報連携により添付不要とすることも検討。
- ※ マイナポータルAPI（自己情報取得API）の活用状況を注視する。
- ※ 納税証明書等の電子交付にあたっての改ざん防止措置としては、納税証明書等の第三者への提示において真正性を確認することのできる2次元コードを当該納税証明書等に付すことを基本に検討

(2) 共通化の効果

ア. 共通化後の効果の大きさ

(ア) 国民の利便性の向上

国民にとっては、納税証明書等の電子請求・交付が可能となることにより、これまで地方団体窓口やコンビニに出向く、郵送する等の必要があったが、自宅等にいながら請求から交付まで完結することになる。加えて、後続の手続（金融機関や行政機関等への提出等）においても電子データによる提出が可能となり、事務負担の軽減や利便性の向上が図られる。

(イ) 行政の効率化

地方団体にとっては、納税証明書等の電子請求・交付が可能となることにより、納税者等の窓口における申請受付、本人確認、手数料徴収、交付など対面での事務処理が不要になることに加え、郵送対応の

減少等、事務負担の軽減が図られる。

イ. 共通化を進めるための調整コストの大きさ

納税証明書等については、関係法令に基づき、各地方団体の実情に応じて発行、交付事務が行われている一方で、全国统一の仕組みを活用する場合、地方団体の事務処理フロー等についてどこまで統一（標準化）するのか、地方団体等の意見も丁寧に聞きながら、検討していくことが必要。

ウ. 国・地方を通じたトータルコストの最小化

全国統一的なシステムを活用して納税証明書等の電子請求・交付を可能とすることにより、国・地方を通じ、当該調達・運用に係るコストを上回る業務負荷（人的コスト）の軽減を図る。また、システム導入による行政の効率化効果がより高まるよう、調達仕様の検討を進める。

3. 共通化の推進スケジュール

(1) 共通化を進める上での課題と対応方策

ア. 共通化の進め方について

納税証明書等の電子請求・交付に係る課題等については、地方税務手続の電子化の推進に向けた検討を行うため、学識経験者、地方団体、日本経済団体連合会、全国銀行協会、日本商工会議所、日本税理士会連合会、総務省及び地方税共同機構で構成された「地方税における電子化の推進に関する検討会」において、令和8年度以降も引き続き検討を行い、その内容も考慮しながら実装に向けた検討を更に進める。電子交付された納税証明書等が民間で広く受け入れられるよう、関係省庁や民間事業者とも連携しながら取り組む。

イ. 地方団体からの主な意見について

地方団体ごとに証明書交付事務の証明事項や取り扱いが異なるため、代理請求・代理受領への対応や課税情報等の個人情報に対するセキュリティ対策の検討など、コスト面も考慮しつつ、現場の声を十分聞くこと。また、ベンダリソースの不足や地方団体の体制整備もあるため、十分な準備期間を設けること。

→ 本システムの検討に当たっては、地方団体も構成員である「地方税における電子化の推進に関する検討会」で議論を深めていくこととしており、地方団体の意見も丁寧に聞きながら検討を進めていく。また、当該検討会

の下に実務者ワーキンググループも設置されており、ベンダへの意見聴取等、関係者との調整も綿密に行い、十分な準備期間を確保できるよう努める。

(2) スケジュール

令和7年度地方税の電子化の推進に関する検討会とりまとめにおいて、「導入スケジュールについては、システム構成や改修規模が固まって初めて具体的に決定できることから、納税通知書等の電子的送付の実現後、早期に実現することとし、各種論点の検討が更に深まった段階で、具体の導入年度について提示すべき」とされていることを踏まえ、令和8年度以降も引き続き検討を行う中で具体化していくこととする。

取組内容の見出し	工程表																				担当府省庁
	2025年度				2026年度				2027年度				2028年度				2029年度				
	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	
電子化検討会での検討																					総務省
税調プロセスでの議論																					総務省
システム改修への反映																					
・関係機関との調整																					総務省
・仕様の決定																					総務省
・標準仕様書の改定																					総務省
・地方団体における対応 等																					総務省

※今後の調整過程で変更する可能性がある。